

部局名	子ども部	所属名	元気子ども課	所属長名	武藤 州範	電 話	483-1151 内線2260
-----	------	-----	--------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	4047		事務事業名称	子ども相談センター事業					短縮コード	経常	4047	臨時				
予算区分	会計	01	一般会計		款	03	民生費		項	02	児童福祉費		目	01	児童福祉総務費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等		児童福祉法、及び厚生省通知・家庭児童相談室の設置運営について									
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）																
子どもの問題であれば何でも気軽に相談できる窓口としての機能と、育児・健康・家族・発達・教育など、相談者と共に問題を考え、整理することで、必要としているサービス、専門機関につなげることができる総合相談窓口としての機能が求められている。また、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律の改正により要保護児童の一元管理をはじめとする虐待対応体制整備が求められている。このことから、子どもに関する相談体制の総合化を促進するため、平成18年4月の機構改革により、元気子ども課内に子ども相談センターを設置した。																
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測					総合計画の施策体系		5本の柱（章）	01	健康福祉都市をめざして							
子ども相談の背景は、地域からの孤立、経済的問題、育児不安、親の精神的な問題、子どもの疾患や発達の問題、各種手当の問題等、複雑な問題が内包されている。また、児童虐待は、これまで何か特別な問題を抱える家庭が引き起こす例外的な問題とされてきた。しかし、核家族化の進行や、地域コミュニティのつながりが崩れてきている等、地域社会の中で家族が孤立化しているため、家庭という密室の中で、子育てが行われるようになってきており、今やどの家庭でもリスク要因を抱えているといえることから、児童虐待はどの家庭でも起こりうる社会的な問題となっている。							大項目（節）	02	社会福祉							
							中 項 目		01	児童福祉						
							小項目（施策）		03	地域子育て支援体制の充実						
							細 項 目		02	子育てに関する相談、情報提供体制の整備						
03	児童虐待の防止															
実施計画の計画事業																
計画事業の位置付けの有無			☐	計 画 事 業 期 間		平成18年4月 ～ 平成19年3月			計 画 事 業 費		千円					

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	妊娠期の母親、18歳未満の児童と、その保護者。 児童虐待をはじめとする要保護児童と、その保護者等。						
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成18年度に実際に行ったこと： ①子育てに関する相談（電話・訪問・面接）②児童虐待の通告・相談に関すること③関係機関との調整と処遇会議④児童虐待の対応体制について検討する「要保護対策地域協議会」設置⑤母親グループ講座「はーとふる」事業⑥子育て講演会⑦おにいさんおねえさん子ども電話相談						
	※平成19年度に計画していること： 相談件数の増加に伴う、訪問頻度の増加による公用車の購入 電算導入によるケース番号登載簿の整備						
意図 （何を狙っているのか）	①子どもと家庭の問題について、問題の本質を認識して解決の方向に向かうことが出来る。②関係機関との連携を図るための情報交換等により子どもとその家庭の状況を把握する③関係機関の代表者・実務者・担当者による、本市における児童虐待の現状、通報の流れについて及び支援の方法等について周知を図る。						
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	入力対象外						
区 分			単位	17年度	18年度		19年度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	問題を抱える0歳から18歳未満の子どもと保護者等	人	0	500	544	600
	指標2						
	指標3						
活動指標	指標1	相談延件数	件	0	2,467	5,061	5,061
	指標2						
	指標3						
成果指標	指標1	子育て相談を実施し、解決・終結した数の割合	%	0	22.5	66.3	70
	指標2						
	指標3						
上位成果指標	指標1	保育園待機児童数	人			99	
	指標2	子どもが心身ともに健やかに発育発達していると感じている	%			55.3	
	指標3	ファミリー・サポート・センター登録者数	人			1,039	

コード		4047		事務事業名称		子ども相談センター事業		所属名		元気子ども課	
				単位	1 7 年度	1 8 年度			1 9 年度		
					実績	計画	実績		計画		
事業費 (A)	財源内訳	国		千円	0	0	0	0	0		
		県		千円	0	0	0	0	0		
		地方債		千円	0	0	0	0	0		
		一般財源		千円	0	1,533	1,169	3,220			
		その他		千円	0	0	0	0			
	主な事業費の内訳			事業なし		報償費940 通信運搬費183 需要費245		報償費702 通信運搬費106 需要費245		報償費1231 通信運搬費189 需要費284 備品購入(公用車) 費926 使用料及び賃借料 391	
人件費(B)				千円	0	48,065.7	48,313.9	48,065.7			
トータルコスト(A)+(B)				千円	0	49,598.7	49,482.9	51,285.7			

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分	理 由				
目的 妥当性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☒ 結び付いている	上位施策「地域子育て支援体制の充実」を推進するために、子ども相談センター事業を推進している。				
			☐ 結び付くが見直しの余地がある					
			☐ 結びつきが弱い・ない					
			☐ 評価対象外事項					
	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している	地域の子育て相談の総合窓口として、社会状況の変化に伴う子育ての相談に対する一助を担うことは、常に求められている。 児童虐待の通告・相談の増加に伴い、センターの機能強化が求められている。				
			☒ 達成していない					
			☐ 評価対象外事項					
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある	家庭児童相談の主なものである、緊急的判断を要する児童虐待の通告・相談を、「児童虐待の防止等に関する法律」の改正により、児童相談所のほか市町村でも受けることになり、子ども相談センターは、その窓口のひとつである。 また、子ども相談センターが事務局をつとめる「要保護児童対策地域協議会」は、市町村が設置することと児童福祉法に定められていることから、民営化は出来ない。				
			☒ 可能性はない					
			☐ 評価対象外事項					
	④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☒ 現状のままでよい	児童福祉法で定める年齢の、児童と、その家庭に関する相談窓口としての機能を充実させていくことが重要である。 児童虐待への対応体制の充実を図るための要保護児童対策地域協議会の充実や、虐待の予防・進行防止の対策のひとつである「はーとふる講座」事業、及び虐待・いじめの発見の発端となりうる子ども本人からの「おにいさんおねえさん子ども電話相談」事業は、「対象」・意図」にかなうものである。				
			☐ 見直す必要がある					
☐ 評価対象外事項								
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－２、３を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☐ 有効性向上の可能性はある					
			☒ 効率性向上の可能性はある					
			☐ 両方可能性はある					
			☐ 可能性がない					
	⑤－２ 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。		☐ 民間委託等	相談台帳の電算化により、相談に関する情報管理等の事務の迅速化図られる				
			☐ 臨時的任用職員等の活用					
			☒ ＩＴ化等業務プロセスの見直し					
			☐ 受益者負担の見直し					
			☐ 類似事業との統合・役割見直し	類似 事務 事業 名称	1		実施主体 (所管部署)	
			☐ 上記以外の方法					
			⑤－３ 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）		☐ ある			
	☒ ない							

コード	4047	事務事業名称	子ども相談センター事業				所属名	元気子ども課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			社会問題になっている虐待問題に対応するため、その未然防止としての子育て相談の事業を見直しし、安心して子育てが出来る地域づくりをめざす。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☒ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止								
☐ 休止								
☐ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			虐待をはじめとする相談件数の増加、相談内容の複雑化、また、児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律の改正に伴い、子ども相談センターの機能強化を図ると、コスト増は見込まれるが、成果の向上も見込まれる。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☒		
			不 変	☐	☐	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
特記なし									

所属長コメント	児童相談は養育者の問題や、子どもの問題、養育環境の問題等が、社会情勢の多様化とあいまって、複雑多義に渡っており相談は増加傾向にある。保健師・家庭相談員3名に教員・ケースワーカーが配置されたことにより、相談体制の機能強化が図られた。また虐待を受けている子どもをはじめ、保護を必要とする子どもたちに対し、早期発見から自立に向けて、一貫した支援を行っていく必要があり、この支援を行うにあたっては、子どもやその家庭に関わる多くの機関が、情報や課題、支援方針を共有し役割分担を行いながら、適切な連携をもって、取り組む必要があることから、平成18年11月に八千代市要保護児童対策地域協議会を設置し、各関係機関の連携の強化を図っている。今後とも子ども窓口の総合化の推進を図っていく。								
評価調整委員会意見	☒ 改革改善して継続			子育て相談の事業の見直しにより有効性の向上を図り、積極的に推進すべき。また、IT化等による一時的な経費の増加については十分検討して実施すべき。					
	☒ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止									
☐ 休止									
☐ 現状のまま継続									